

第2章 投資口の移行手続

第 1 節 投資法人の同意手続等

内 容	備 考
<p>1. 機構に対する同意手続等</p> <p>(1) 同意の取得</p> <p>○ 機構は、保振制度を利用している投資法人（以下この章において「発行者」という。）から施行日前に振替法第 13 条第 1 項に規定する同意を得るものとする。</p> <p>(2) 同意書兼通知書等の届出書類の提出手続</p> <p>○ 発行者は、機構に対し、施行日の 2 ヶ月前までに、同意書兼通知書のほか、機構の定める届出書類を提出するものとする。なお、保振制度において、施行日までに機構の取扱いが廃止される場合には当該手続きを要しない。</p> <p>○ 発行者は、提出後に届出書類の内容に変更があった場合には、変更後の内容が含まれる届出書類を再提出するものとする。なお、次の【届出書類】③ア、イ、ウに関して、登記上の商号、本店所在地や代表者（執行役員）名の変更がある場合には、届出書類を再提出する際に、「登記事項証明書」又は「代表者の印鑑証明書」を添付するものとする。</p> <p>【同意書兼通知書の内容】</p> <p>① 発行者が機構に同意を与える投資口について、機構が振替法に基づき機構の振替業において機構の定める日（施行日）から取り扱うことについて同意する旨及び当該同意に係る執行役員による決定について役員会が承認した日</p> <p>② 投資口の新規記録につき、施行日を振替法第 228 条第 1 項において準用する振替法第 131 条第 1 項第 1 号の一定の日とする旨</p>	<p>※ 実務上の同意書兼通知書等の届出書類の提出時期については、平成 20 年 9 月 30 日までとする。</p> <p>※ 保振制度において、施行日までに新たに機構の取扱いとなる投資口に係る発行者においては、保振制度への同意手続に加え、株式等振替制度への同意手続が必要となる。</p> <p>※ 発行者は、左記手続に加え、施行日の 1 ヶ月前までに、投資主及び登録投資口質権者への通知及び公告をする。</p> <p>※ 左記①及び②について、「発行者は、保管振替機関において取り扱われている投資証券に係る投資口につき、施行日を新振替法第 228 条第 1 項において準用する新振替法第 131 条第 1 項第 1 号の一定の日とし、かつ、振替機関に</p>

内 容	備 考
<p>③ 同意書兼通知書提出日以後、機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従う旨</p> <p>④ 同意書兼通知書提出日以後、機構が定める業務処理の方法に従う旨</p> <p>⑤ 施行日以後、機構が定める手数料を納入する旨</p> <p>【届出書類】</p> <p>① 株式等振替制度の届出事項のうち、既に機構で管理されている事項（発行者の名称等）について、発行者がその内容を確認した旨及び当該事項を株式等振替制度の届出事項として機構が取り扱うことについて同意する旨を記載した書面</p> <p>② 株式等振替制度の届出事項のうち、次の③のうちオ及びカの事項について、投資主名簿等管理人を開設先等とする場合には、当該投資主名簿等管理人経由で行う旨を記載した書面</p> <p>③ 株式等振替制度の届出事項のうち、前①以外で新たに必要となる次の届出事項を届出するための書面</p> <p>ア 登記上の商号</p> <p>イ 登記上の本店所在地</p> <p>ウ 代表者の氏名及び代表者の届出印</p> <p>エ 代表者代理人の氏名及び代表者代理人の届出印</p> <p>オ 投資法人分端数の記録先口座の口座情報</p> <p>カ 株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座への配当金（収益分配金）振込指定の可否</p>	<p>対し新振替法第13条第1項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない」（決済合理化法附則第15条第1項）とされており、発行者は、左記の「同意書兼通知書」により当該通知を行う。</p> <p>※ 左記①のうち、「銘柄コード」「発行者名」「投資口の口数（最小単位）」について、株式等振替制度移行後において、機構は、新規記録通知等を受けるごとに、当該通知等に係る「新規記録日」及び「新規記録した株式の総数」を加えて、機構のホームページに掲載する措置（公示）をとる。</p> <p>※ 投資主名簿等管理人経由で届出を行う場合の手続方法については、「調整株式数等の記録先口座」等の提出手続について」を参照。</p> <p>※ 代表者代理人は必ずしも選任する必要はない。</p>

内 容	備 考
<p>④ 新規記録通知書</p> <p>⑤ 手数料請求先に関する事項等を記した書面</p> <p>【添付書類】</p> <p>① 代表者の印鑑証明書</p> <p>② 投資主等への通知（案）</p> <p>(3) 取扱開始日の通知</p> <p>○ 機構は、参加者に対し、施行日の1ヶ月前の日に、次に掲げる事項を Target 保振サイトの機構報により通知する。</p> <p>【主な通知事項】</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 発行者の名称</p> <p>③ 決算期日等</p>	<p>※ 投資口の移行については、法律上、株式のような転記手続が設けられておらず、発行者による新規記録通知により振替口座簿の記載又は記録が行われることになるため、その間、市場取引等が制限されないよう、左記④を提出することにより、実務上、施行日前日までに機構に預託されていた投資証券に係る投資口については、施行日に新規記録を行うための所要の手続（実質的には株式の転記手続に準じる）を行う等の対応がされることになる。</p> <p>※ 内容の詳細については、後述「第3節 1. (2) a ①及び②」を参照。</p> <p>※ 発行者は既に短期社債等振替制度等において届出をしている場合であっても、株式等振替制度用として改めて提出するものとする。なお、短期社債等振替制度において届け出た内容と同じ内容とすることも可能とする。</p> <p>※ 振替法第228条第1項で準用する同法第131条第1項に基づく通知のことをいう。</p> <p>※ 機構報は、CSVファイルにて一覧表形式で掲載する。</p>

内 容	備 考
<p>④ 投資主名簿等管理人の名称 ⑤ 特別口座を開設する口座管理機関の名称 ⑥ 特別口座の新規記録日（及び新規記録通知データ配信日）</p> <p>（４）機構の通知等 ○ 機構は、発行者に対し、施行日以後、遅滞なく、施行日より発行者が発行する投資口を機構で取り扱うこととする旨等を記載した書面</p>	<p>※ 投資主名簿等管理人へも同様の内容を通知する。</p>

第2節 施行日前日の実質投資主通知手続・質権者に関する事項の通知

内 容	備 考
<p>1. 施行日前日の実質投資主通知手続</p> <p>○ 「第1章 株式の移行手続 第4節 施行日前日の実質株主通知手続」に準じるものとする。</p> <p>2. 質権者に関する事項の通知</p> <p>(1) 概要</p> <p>○ 保振制度で取り扱われている投資証券に係る投資口については、機構及び参加者は、「施行日前日の実質投資主通知」を行うこと（決済合理化法附則第14条関係）に加え、当該投資口が施行日において振替投資口となる場合には、当該投資口に係る施行日前日の質権者に係る事項を通知する必要がある（決済合理化法附則第15条第2項）。</p> <p>○ 投資口に係る施行日前日の質権者に係る事項の通知（機構への報告を含む。）については、外部記憶媒体により行う。</p>	<p>※ 投資証券の移行手続においては、投資主名簿に記載し、又は記録されたものが株式等振替制度への移行対象（新規記録通知の対象）となることから、投資主名簿を確定させるため、預託投資証券につき、施行日前日の実質投資主通知をすることになる。この際、譲渡担保権者が、他の者が実質投資主である旨の申出をした場合には、当該他の者の口座に預託投資証券に係る投資口を記載し、又は記録する必要がある（投資主名簿に記載し、又は記録されている投資主等に振替投資口を新規記録する必要がある。）ため、「施行日前日の実質投資主通知」における「担保突合」処理は行うことができない（担保に差し入れられている投資口については、施行日前日までに、譲渡担保権設定者（投資主）へ返戻する等の対応が必要になる。）。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 参加者の処理</p> <p>a 機構への届出</p> <p>○ 参加者は、機構に対し、施行日の2ヶ月前までに、前(1)の質権者に係る事項の通知を行う旨等を届け出る。</p> <p>b 機構への報告</p> <p>○ 前aの届出をした参加者は、機構に対し、施行日から5営業日目の日までに、施行日前日の時点において、顧客口座簿上の投資口の記載又は記録がされていた質権口座における質権者に係る事項を外部記憶媒体(DVD-R又はCD-R)により報告する。</p> <p>(3) 機構の処理</p> <p>○ 前(2)bの報告を受けた機構は、投資主名簿等管理人に対し、原則として、施行日から12営業日目の日に、投資口に係る質権者に係る事項を外部記憶媒体(DVD-R)により通知する。</p>	<p>※ データセットの内容等の詳細については、「施行日前日の預託投資証券の投資口に係る質権者に関する事項の通知における接続仕様書(参加者用)」を参照。</p> <p>※ 左記の報告データにエラーがあった場合には、再提出する。</p> <p>※ データセットの内容等の詳細については、「施行日前日の預託投資証券の投資口に係る質権者に関する事項の通知における接続仕様書(TA用)」(平成20年9月公表予定)を参照。</p> <p>※ 投資主に関する氏名等の情報については、前1.の「施行日前日の実質投資主通知」により通知される。</p>

第3節 新規記録手続

内 容	備 考
<p>1. 新規記録通知等</p> <p>(1) 新規記録手続</p> <p>a 発行者の新規記録通知</p> <p>○ 発行者は、機構に対し、次の内容が記載された「新規記録通知書」を書面にて通知する。</p> <p>① 機構が決済合理化法附則第14条第1項及び第15条第2項の規定により発行者に通知する事項並びに機構が当該通知によって通知される投資主又は質権者のために開設する口座及び参加者が当該投資主又は質権者のために開設する口座のうち機構に報告するものを、新規記録の通知事項として通知すること</p> <p>② 新規記録に関し、決済合理化法附則第1条に規定する施行日の前日に機構に預託がされていない投資証券についての通知事項その他必要な事項については、後日、機構が定めるところに従い、機構へ通知すること</p> <p>b 機構の新規記録通知</p> <p>○ 前aの通知を受けた機構は、施行日の1ヶ月前の日までに、参加者に対し、「新規記録通知書」に係る内容をTarget保振サイトの機構報により通知する。</p> <p>(2) 口座通知の取次ぎ</p> <p>○ 保振制度を利用している投資主及び略式質権者（以下「投資主等」という。）は、発行者に対し、参加者（直接口座管理機関となるものに限る。）を経由して口座を通知するものとする。</p>	<p>※ 発行者は、左記の通知に加え、施行日の1ヶ月前までに、投資主及び登録投資口質権者への通知及び公告をする。</p> <p>※ 当該書面は、同意書の提出時に併せて提出するものとする。なお、その際に、発行者は、機構に対し、投資口の新規記録につき、施行日を振替法第228条第1項において準用する第131条第1項第1号の一定の日としたことについて通知する（同意書にその旨が記載される）。</p> <p>※ 保振制度を利用している投資主等による発行者への口座の通知は、「施行日前日の実質投資主通知」の手続により行う。</p>

内 容	備 考
<p>○ 保振制度を利用していない投資主は、発行者に対してその口座を通知しようとする場合には、施行日の2週間前の日の前日までにその投資証券を預託して行うものとする。</p> <p>2. 施行日における機構及び機構加入者における振替口座簿の処理</p> <p>○ 「第1章 株式の移行手続 第5節 振替口座簿への転記手続等」及び「第1章 株式の移行手続 第6節 株主名簿に記録された株主等についての新規記録手続」に準じるものとする。</p> <p>○ 機構は、施行日の夕刻に、公示すべき内容を機構ホームページに掲載する方法により行う。</p> <p>【公示する事項】</p> <p>① 銘柄名 ② 銘柄コード ③ 投資口の口数（最小単位） ④ 新規記録日（施行日） ⑤ 新規記録をした投資口の総口数</p>	<p>※ 預託をしなかった投資主や登録投資口質権者に係る投資口は、特別口座に記載又は記録されることとなる。</p> <p>※ 参加者は、投資主等に対し、投資証券に係る投資口の移行手続等を記載した保護預り約款を交付する方法などにより、事前に承諾を得ておくものとする。なお、顧客からの承諾が得られない場合には、施行日の2週間前の日の前日までに、参加者は当該顧客に対して預託投資証券の交付を行う。</p> <p>※ 公示催告された投資証券に係る投資口については、当該公示催告の申立人が当該投資証券に係る除権決定等の正本等を添付して請求するまでの間、新規記録通知をすることができない。なお、施行日において公示催告されている投資証券については、新規記録通知により振替口座簿に増加の記載又は記録を受ける日までは、無効とならない。</p> <p>※ 機構は、左記①～⑤の情報を含むPDFファイルを機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>※ 発行者（投資主名簿等管理人）は、施</p>

内 容	備 考
	<p>行日の午前中までに、機構に対し、左記⑤の数（施行日に新規記録された口数及び特別口座に新規記録された口数から施行日において公示催告がされている口数を引いた口数）を通知する。</p>

第4節 その他の手続等

内 容	備 考
<p>1. 移行時の預託・交付請求の取扱い</p> <p>○ 「第1章 株式の移行手続 第2節 移行時の預託・交付請求の取扱い 5. 預託・交付請求の禁止」に準じるものとする。</p> <p>2. 施行日前後のコーポレートアクション等の取扱い</p> <p>○ 「第1章 株式の移行手続 第3節 施行日前後のコーポレートアクション等の取扱い」に準じるものとする。</p> <p>3. 施行日後の手続等</p> <p>(1) 移行時の「抹消・減少の証明」の手続</p> <p>○ 「第1章 株式の移行手続 第7節 施行日後の手続等 1. 移行時の「抹消・減少の証明」の手続」に準じるものとする。</p>	<p>※ 投資証券においては、株券に係る預託・交付請求の禁止期間（決済合理化法附則第12条）のような特例が設けられていないが、一斉移行時の混乱を避ける等の理由から実務上、左記の取扱いを行う。</p>